

椎の木

SHII-NO-KI



目黒の歳時記：中目黒阿波踊り 目黒法人会連

昭和41年の第1回阿波踊りから今年で51回目となります。

目黒法人会は第3支部が中心となって平成16年より「目黒法人会連」を結成し今年で12年目とベテランの「連」になりました。「目黒法人会連」は会員はもとより一般の方や外国人の方の参加も多く、近年では約100名の大所帯で「やっとなーやっとなー」の掛け声のもとにぎやかに目黒銀座を練り歩きます。今年は8月6日(土)午後6時30分から開催されます。ぜひ足をお運びください。

※目黒法人会広報委員会では表紙写真を公募しています。次号は10月10日発行予定。

Contents

目黒の歳時記	1	健康エッセイ	7
第6回通常総会開催	2	マイナンバー	8
税務署からのお知らせ	4	写真で見る活動紹介	10
都税事務所からのお知らせ	5	イベント情報	12
区役所だより	6	お知らせ／編集子／編集後記	14

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

平成28年
第6回通常総会

第6回通常総会開催

公益社団法人目黒法人会としての第6回通常総会が6月23日(木)に目黒雅叙園で開催されました。

議決権のある会員総数2,559社のうち、委任状を含めて1,357社が出席し、次の審議事項2議案並びに報告事項が上程されいづれも承認可決されました。

【審議事項】

第1号議案

平成27年度事業報告承認の件

第2号議案

平成27年度収支決算報告承認の件並びに監査報告承認の件

【報告事項】

平成28年度事業計画書並びに収支予算書について



第2部の懇親会は、ご来賓33名、

会員92名、総勢125名のご出席をいただき、ご来賓と会員、会員相互の情報交換・交流が活発に行われ、和気藹々の有意義な懇親会となりました。

1. 平成28年度基本方針

公益法人として、目黒法人会自らの自治により自己の責任において目黒法人会を管理、運営していかなければならない。公益財団法人 全国法人会総連合が新たに制定した法人会の「法人自治」及び「自己責任」の原則に基づき、広く社会に目を向けて、「法人会の基本的指針」に則り、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会への公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となつて組織的な事業活動を展開する。

また、目黒法人会の目的・使命を達成するため、事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に力点を置きながら、行

政と連携した公益性の高い事業展開に努めるとともに、目黒法人会活動の更なる活性化のために、会員勧奨及び会財政の健全化への対応に一層力を注ぎ、地域の発展と活気溢れ信頼される目黒法人会の確立をめざすために、以下に掲げる諸施策に取り組むものとする。

II. 主な事業計画

1. 納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策の推進

公益法人とし、広く一般の企業や市民にも目を向けながら、納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策を講じる。このため、税制関連の研修・セミナー等の充実を図るとともに、有益な資料を作成する等税関連コンテンツを拡充することにより、会員及び一般の企業や市民に対する適切な広報を実施する。

また、将来を担う小中学校の生徒等に対する租税教育活動の充実にも努めるほか、「税を考える週間」への協賛行事等を積極的に実施するとともに、当局及び税務関連団体等とも連携しながら、e-Tax及びeLTAxの一層の利用率向上、マイナンバー制度の周知、自主点検チェックシートの普及拡大に努め、あらゆる機会を通じて納税者と当局の間の相互信頼・理解の醸成に努め、また、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政の執行に寄与する。さら

に、e-Tax、eLTAx普及のために、電子申告の意義の重要性を訴え、会員企業70%以上を目標に、より一層の利用率向上に努める。

2. 税制に関する調査研究と要望活動の推進

健全な納税者団体として、中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、税制等の調査・研究を行い、会員に周知するとともに、税制(使途問題を含む)に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう、関係機関に対し要望活動を展開する。

意見の集約にあたっては、国税とともに地方税に関する要望等についても会員のニーズの把握に努める。

3. 組織の充実・強化

厳しい社会・経済情勢の下、会員数の減少傾向が続いている中で、組織の充実強化を図るため、各種施策の検討を進める。また、会員勧奨増強月間を設けるとともに、会員の退会防止に努めながら、厚生制度受託会社とも連携し、全会一丸となった組織的な会員勧奨による会員の増強を図る。

さらに、会員紹介制度を活用し、転出会員の他法人会への継続加入推進に努めるものとする。

4. 研修の充実と経営支援活動の推進

目黒法人会の根幹事業である税

法・税務関係研修・セミナーをはじめ、企業経営の健全化並びにその向上発展に資するために、多様なニーズに応える研修・セミナーの開催強化を積極的に努める。その際、他法人会連携による広域的開催など、より効果的な開催方法やコストに配慮するとともに、体系的・連続的なメニューを構築するなど、研修内容の充実を図る。

なお、会員企業に加えて一般の企業・市民にも対象を広げ、一層公益性を高めるとともに、参加人員増加に努める。

また、会員企業を取り巻く経営環境を踏まえ、かつ会員企業のニーズに合う会員企業のメリットを追求した各種の経営支援事業（会員サービス）を、関係委員会と協力して広く会員、一般に対して税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等の推進に努める。

5. 広報活動の推進

目黒法人会の知名度の向上、会員への会活動の周知、会員勧奨のための広報活動を充実させるとともに、関係委員会と協力して広く一般に対しての税の啓発活動をはじめとする公益性の高い広報の推進に努める。

広報誌「椎の木」等やホームページの充実を図るとともに、特に公益的な事業についてはマスコミにアピールするためのパブリシティ活動を積極的に実施する。さらに目黒法人会における有効な広報活動について検討していく。

6. 厚生共益事業の拡充

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、目黒法人会の財政面における意義をも考慮し、制度の維持と普及推進を図る。このため、最終年度となる福利厚生制度収入「3年10億円増収」計画の達成に積極的に取り組むこととし、東京法人会連合会及び協力3社と連携を強化し推進を図る。

また、会員の企業価値の向上、さらには目黒法人会の社会的評価の向上の観点からも福利厚生事業を展開する。

さらに、目黒法人会事業推進のためには、会員勧奨や財政基盤強化に資する訴求力のある厚生共益事業の構築・充実が重要であることから、厚生共益事業に関する情報収集を図り、より効果的な事業について検討を進める。

7. 公益事業活動の推進

目黒法人会の公益事業活動については、引き続き税を中心として行うこととし、関係委員会等と連携のうえ税制に関する提言や租税教育の充実に努める。推進にあたっては、地域や社会への貢献が重要な課題であることも念頭におき、組織力を十分に生かし、関係機関や他の委員会等と連携しつつ、積極的かつ継続的に活動を実施する。

租税教育については、公益事業委員会、税制税務委員会、青年部会、女性部会の協力のもと、関係機関等と連携して積極的に推進する。

中小企業の税務コンプライアンス向上に向けた自主点検チェックシートについては、今後の活動の重要な柱のひとつに位置付け、利用拡大に向け更なる推進を図ることとする。

このほか、グローバルな課題となっている環境問題についても、地球温暖化対策や節電対策などについて会員企業と協力して取り組むこととし、引き続き「地球温暖化対策報告書」提出の定着を図り、中小規模事業所による自主的な取り組みによる温暖化防止の実現に加えて、企業のコスト削減も図れるという二つの要素と、また事業税の減免にもつながるもので、前年度を上回る提出件数を目指し、提出の意義のPR等を行い、積極的な推進を図ることとする。

また、目黒法人会における公益事業活動のあり方や取組み等について引き続き検討を行う。

8. 青年部会・女性部会・源泉部会活動の充実

青年部会・女性部会・源泉部会の活動を活発に展開し、3部会のさらなる充実と部会員の研鑽を図るとともに、目黒法人会活動の担い手として目黒法人会活動の充実と活性化に資するための諸施策を積極的に講じる。

特に公益性の高い事業の実施に努め、未来を担う子どもたちへの租税教育、税の絵はがきコンクールを最重要事業のひとつとして位置付け、引き続き、租税教育、税の絵はがきコンクール活動や環境問題（CO₂削減問題・節電）を充実させるために、親会等との連携を図りながら、より効果的な実施運営に努め、引き続き積極的に取り組む。

9. 関係外部機関との連絡協調

目黒税務署をはじめとした税務関係諸官署および東京税理士会目黒支部をはじめとした税務関係諸団体との連絡協調は、税に関する事業を基本とする法人会にとつて欠かすことのできない重要なテーマであり、より一層密にするよう努める。

また、地域社会貢献活動の実施にあたっては、地方公共団体および地域関係諸団体との協調に配慮する。

10. 目黒法人会体制の整備

時代に合った組織運営体制の構築は必須の課題であり、公益法人として適切に対応するため、目黒法人会の自治及び自己責任の視点から諸規程・管理体制等所要の整備を行うとともに、他法人会間の連携強化に努める。

また、ITを活用した会員サービス事業の拡充、効率的な事務運営のためのシステム整備を図るとともに、個人情報管理の徹底を図る。

税務署からのお知らせ

法定調書へのマイナンバーの記載が必要になりました

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払が確定した報酬や不動産の賃借料等の支払に関する法定調書※には、支払を受ける個人の方の氏名や住所のほか、マイナンバー（個人番号）の記載も必要になりました。

※法定調書とは、報酬や不動産の賃借料などの一定の金銭等を支払った方が、所得税法等の規定に基づき税務署長に提出する資料をいいます。

支払を受ける個人の方へ

講演等の報酬や、不動産の賃借料などの支払を受ける個人の方は、これらの支払をする方が法定調書を提出する場合には、支払をする方にマイナンバーを提供する必要があります。

例えば、次に該当する方は、支払をする方にマイナンバーを提供する必要があります。

- ・講演等を行う場合で、同一の支払者から支払を受けるその年中の報酬が 5 万円を超える方
- ・不動産を個人の不動産業者※又は法人に賃貸している場合で、同一の支払者から支払を受けるその年中の賃借料が 15 万円を超える方

※不動産業者である個人のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方を除きます。

また、マイナンバーを提供する場合には、マイナンバーの提供を受ける方が本人確認を行うため、マイナンバーカード等の提示等が必要になります。

支払をする方へ

個人の方に対して報酬や不動産の賃借料など一定の支払をする方が、これらの支払に関する法定調書を提出する場合には、法定調書に支払を受ける方のマイナンバーの記載が必要ですので、支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける必要があります。

また、マイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

本人確認の方法

マイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、①正しいマイナンバーであることの確認（番号確認）と②提供する方がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要です。

1 マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が行えます。

2 マイナンバーカードをお持ちでない方

以下の番号確認書類と身元確認書類が、それぞれ必要となります。

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
（マイナンバーの記載があるものに限り。）

などのうちいずれか 1 つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 在留カード
- パスポート
- 身体障害者手帳

などのうちいずれか 1 つ

※写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2 種類以上必要です。

（例：国民健康保険の被保険者証と国民年金手帳）

< 社会保障・税番号（マイナンバー）制度についての詳細 >

国税に関する社会保障・税番号（マイナンバー）制度の詳細情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)のトップページにある「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をクリックして、ご覧ください。

目黒都税事務所からのお知らせ

昨年度に引き続き、平成28年度も

小規模非住宅用地の 23 区内 固定資産税・都市計画税を減免します



減免対象	一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分。ただし、個人又は資本金の額が1億円以下の法人が所有するものに限りします。
減免割合	固定資産税・都市計画税の税額の2割
減免手続	減免を受けるためには、申請が必要です。 まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りする予定です。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所

災害等により甚大な被害を受けた方には 都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方には、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

＜減免する場合＞

床上浸水（不動産取得税を除く）、崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災の場合

＜減免の対象となる都税＞

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など

※固定資産税・都市計画税、個人事業税については、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。

＜減免を受けるための手続き＞

減免を受けるためには、納期限までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「り災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、納税を猶予する制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆ 詳しくは、目黒都税事務所までお問い合わせください。

区役所だより

平成28年4月に 「障害者差別解消法」が施行されました。

事業主の皆さまにも、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

◆「障害者差別解消法」とは

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を社会において推進することを目的とした法律です。

◆不当な差別的取扱いの禁止および合理的配慮の提供

この法律では、障害を理由として不当な差別的取扱いを行うことにより障害をもつ人の権利利益を侵害する行為を禁止しています。（行政機関、民間事業者共に「法的義務」）

また、障害をもつ人から「障壁を除去して欲しい」との申出があった場合、そのための負担が過重でない場合には、申出に対し必要かつ合理的な配慮を行うことが求められます。（行政機関は「法的義務」、民間事業者は「努力義務」）なお、申出のあった方法が提供できない場合には、障害をもつ人との対話を通じて、代替措置の提案等柔軟な対応をお願いします。

◆詳しくは内閣府のホームページをご覧ください。

内閣府 障害者差別解消法＞関係府省庁所管事業分野における
障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針

担当：障害福祉課障害施策推進係 Tel 03-5722-5848

企業における震災時の帰宅困難者対策

◆首都直下地震が発生したら？

首都直下地震は、今後30年の間に70%の確率で発生すると言われています。都内で震度6強の地震が発生した場合、公共交通機関の停止により都内で517万人、目黒区では約7万8千人の帰宅困難者の発生が想定されています。また、事業所の営業時間内に発災した場合は、従業員だけでなく利用者等の身の安全も確保する必要があります。

いざという時に適切な対応を行うためには、あらかじめ、災害対応マニュアルやBCP（事業継続計画）の策定等を行い、事業所としての対策を検討しておくことが重要です。

◆なぜ帰宅困難者対策が必要なのか？

災害時は、救命救助活動や消火活動などの応急活動を迅速・円滑に行わなければなりません。しかし、大量の徒歩帰宅者が一斉に道路へ流出した場合、緊急車両による応急活動の妨げになることが懸念されます。

そのため、「むやみに移動を開始しない」が帰宅困難者対策の基本原則です。事業所では発災時の混乱を回避するため、一斉帰宅を制限するなど、従業員等を一定期間施設内に滞在させる取り組みが求められています。

※建物に倒壊の恐れがある場合や周辺で火災が発生している場合は、お近くの避難所に避難してください。

◆事前準備を進めましょう

発災時の安全安心を確保するためには、事業所の災害対策を整備することが重要です。日ごろからオフィス内の整理整頓や家具転倒防止を行い、3日間の滞在を目安として水・食糧・毛布等の備蓄に努めることで、災害時でも安全に待機できる環境を整えましょう。また、日常の対策と合わせて、従業員の帰宅ルールの設定や、従業員やその家族との安否確認手段を確保し、従業員が安心して留まれる仕組みを検討しましょう。

さらには、定期的な訓練によって、事業所全体で災害時のルールを共有しておくことが大切です。

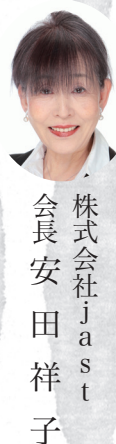
担当：危機管理室防災課 Tel 03-5723-8700

目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

目黒区内中学生の作品 — 消費税 そこからつながる 社会の輪 —

健康エッセイ

脳のはなし①



株式会社 jast
会長 安田 祥子

記憶のお・は・な・し

日差しが眩しい季節が巡ってきました。時はあつという間に過ぎ去っていきます。去年の今頃何をしてたか覚えておられますか？昨日何をしていたかさえ、案外思い出すのに苦慮することはありませんか？

記憶と脳のお仕事

記憶は私達と共にあります。記憶という脳の中のフィルムを紡いでヒトは人生というドキュメンタリードラマを製作しているのです。脳の記憶容量は100万ギガバイト、1時間のTV番組300万本に相当します。脳には大容量があるのにどうしてすぐ忘れてしまうのだろう、覚えられないのはどうしてだろう、と疑問に思いませんか？脳の仕事は情報の出入力だけではありません。身体を適切に維持管理する司令塔でもあります。脳は日中だけでなく睡眠中までフル活動し、利用するエネルギー量は臓器の中で最大なので無駄を削減するエコ使用となっています。

す。削減を決める場所は脳の奥にある海馬という場所です。その削減量は入力された情報の90%にも上ります。海馬が記憶として保管すべきと判断する最優先事項は私達の生存に関わることです。次に記憶として定着しやすいことに経験や感情を伴う記憶があります。嬉しいこと、悲しいこと、恐ろしいことなど感情が関わった時の記憶（経験記憶）は長く定着するだけでなく思い出しやすいのです。年齢を重ねると昔の思い出話が多くなるのは経験記憶が関わっているからです。

目の前の必要なことを記憶する

では日常の細かい記憶はどうでしょう。買い物に行つて買い忘れた、昨日聞いたばかりなのに忘れた、知っているはずなのに思い出せないなど、皆様経験はありませんか？目の前の覚えたい事を作業記憶と呼びますが、この記憶はもとより定着しにくい記憶です。物忘れや度忘れはあつて当然とも言えます。

そうした物忘れを年齢だからと諦めてしまいがちですが、海馬が最も活性化するのは70歳という報告もあります。経験を重ねることで不要の判断が素早くできるからなのです。但し、海馬の判断が早くてもその記憶が定着しないことには結果として忘れっぽいことになってしまいます。では、必要なことを忘れないためにどうすれば良いのでしょうか？必要な記憶を経験記憶に変えていく作業をしましょう。経験記憶は脳の地図上で視覚野・聴覚野・運動野などあらゆる場所を利用しながら作られていきます。覚えていたい事はそうした場所を有効活用したいものです。

読み書き・暗唱は記憶のかなめ

日本には文字情報が溢れ、PCなど手軽に情報を入力する手段がありますが、そうした情報はどこまで追います。ところが生物の進化では視覚より聴覚の方が遙かに進んでいるのです。新生児の聴覚は成人並みに発達していますが、視覚はぼんやりして不十分です。動物の進化を色濃く残している私達は耳からの情報が定着しやすいのです。メモを取っても追っているだけでは記憶は削除されがちです。書いたメモを声に出して読むことで、視覚野・聴覚野・運動野の全てが活性化して経験

記憶として定着しやすくなるのです。記憶には保存と検索の2つの機能があります。保存力とは学んだことを覚えていく尺度です。一方検索力とは情報の塊を楽に引き出す尺度と考えていただければよいでしょう。思い出しにくいのは検索力が不足していると考えてください。PCで何度も検索している話題は直ぐに画面表示がされるように、検索力の向上には繰り返しが必要なのです。残念ながら記憶力を手軽に向上させる方法は殆どありませんが、古くからの読み書き・音読は脳科学で検証された唯一の方法です。因みに栄養素で脳力向上に役立つ成分として研究結果が出ているものにDHA（青魚）、レシチン（卵黄など）、カカオ製品などがありますが、そうした栄養素だけで記憶力や脳力が向上するとは言えませんので、誇大広告にもご注意ください。



株式会社 jast

jast健康相談室

jastロイヤルクラブ

jastファーストクラブ

お問い合わせ

☎03-6265-0263

HP <http://www.jast1.jp>

シリーズ マイナンバー実務対策 第3回

マイナンバーは提供することを考えて保管する

株式会社エフアンドエム
SR STATION事業本部

本部長 上枝 康弘

マイナンバー制度の実務対策として3回シリーズでお伝えさせていただいているコラムですが、今回は最終回となります。

マイナンバーは「集めて保管すること」が目的ではなく、「税と社会保障の手続きに利用すること」を目的に取得し、継続的に利用するために保管する」もので、運用実務を考えると取得・保管する必要があります。

今回は過去2回の振り返りも含めて、実務対策のポイントを3つお伝えしたいと思います。

実務のポイント① 利用記録

運用上のポイントとして、第1回ではマイナンバーを利用する時には

記録を残さなければいけないことをお伝えしました。保管場所からの持ち出しに始まり、「いつ」「誰が」「何のために」利用したのか、そして保管場所への返却まで管理が必要で、

個人番号取扱記録簿 記入例 【2015年】

日付	従業員名	対象者名	取扱日	取扱内	目的	方法	取扱担当者
1	江坂 太郎	江坂 太郎	1/10	利用	退職	—	京橋 次郎
2	福岡 和人	福岡 二子	2/1	利用	扶養追加	—	八重洲 一子
3	大阪 一郎	大阪 一郎	3/15	削除	—	裁断	京橋 次郎
4	江坂 花子	江坂 花子	4/5	利用	育児休業	—	八重洲 一子
5	千葉 和子	千葉 和子	4/25	利用	入社	—	東京 三郎
6	千葉 和子	千葉 和子	4/26	利用	育児休業	—	東京 三郎
7	秋田 今日子	秋田 今日子	4/30	削除	—	裁断	京橋 次郎
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							

【記載注意点】

- ・対象者名欄は個人番号の取扱対象者を記入する
- ・取扱内容欄は利用もしくは削除等取扱状況を記載する
- ・目的欄は個人番号の取扱目的を記載する
- ・方法欄は番号の削除の方法を記載する(裁断、データ削除など)

(図1) 個人番号取扱記録簿の例

取り扱いについて記録を残さなければなりません。(図1参照)

記録は適切な管理の証明になります。紛失・盗難などのトラブルを生じさせないためにも、発生した場合の自社リスクを最小限にするためにも、取扱記録を徹底してください。

実務のポイント② 廃棄

また、第2回では廃棄についてお伝えしました。マイナンバーを継続的に利用する中で、従業員が退職した場合、個人支払先との取引がなくなつた場合など「税と社会保障の手続きに利用する」という目的が終了したときは安全な方法で、適切なタイミングにマイナンバーを廃棄しなくてはなりません。

ここで問題になるのが退職の手續きとマイナンバー削除・廃棄のタイミングは異なることです。(図2参照)

マイナンバーが記載された書類は法定保存期間終了後に速やかに削除・廃棄することが必要で、適切に運用するために記録と確認が必要です。

B 保管制限と廃棄

個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り 特定個人情報¹を保管し続けることができる。また、個人番号が記載された 書類等²については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられている ものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。

一方、それらの事務を処理する必要がなくなつた場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ 速やかに廃棄又は削除しなければならない。なお、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは可能である。

(図2) 保管制限と廃棄

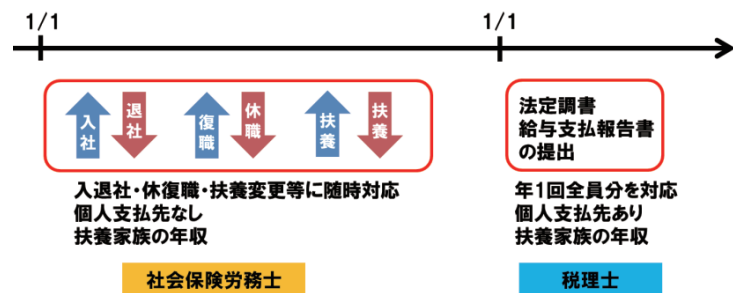
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)

実務のポイント③ 提供

廃棄記録簿の例は第2回のコラムで紹介したので興味のある方はご確認ください。

マイナンバー運用の3つ目のポイントが「提供」です。

マイナンバーを利用するのは税と社会保障の手続きを行うときです。そして手続きの際にマイナンバーを行政機関等に渡すことを「提供」と言います。提供については①手續き



(図3) 士業におけるマイナンバー利用対象の違い

を税理士・社会保険労務士等の士業に委託する場合と②自社完結する場合で対応が異なります。

①士業に委託する場合

士業に委託する場合は税理士・社会保険労務士にそれぞれ手続き対象者のマイナンバーを預けます。ここで気をつけていただきたいのは税と社会保障でマイナンバーを利用する場面は異なり、企業とのやり取りも異なるため、それぞれの士業がマイナンバー利用時に正確で最新の情報

を利用できるように企業側で管理する必要があります。 (図3参照)

また、企業と士業の間でマイナンバーを移動させることになるので、情報伝達の方法も検討する必要があります。情報伝達ミスなくするためにはメールやFAXを利用している企業は多いと思いますが、マイナンバーを伝達する手段としては誤送信のリスクがあります。誤送信が発生しない仕組み作りと併せて、暗号化、パスワードによる保護などリスク対策が必要です。

通知カードやマイナンバーカードのコピー、CD-ROM等電子媒体を郵送することで情報伝達する場合は、普通郵便ではなく追跡可能な送付方法で、電子媒体にパスワードをかける、セキュリティボックスを利用するなどの対策が必要になります。

尚、士業に手続きを依頼する場合、士業が適切にマイナンバー運用できているか、委託先の管理は企業にも監督責任があります。委託先企業の安全管理措置も確認をお願いします。

②自社完結する場合

自社完結する場合は行政への書類提出時のリスク対策を検討してください。この際にも士業への情報伝達時と同じく送付手段の検討が必要です。

また、電子申告や電子申請を利用することで送付リスクを軽減することもできますので、未導入の場合は検討してみてください。

運用全般を考えた対策を

マイナンバー運用には「取得」「保管」の他にも「利用」「提供」「廃棄」という業務が発生します。

今後、マイナンバーを利用する範囲は拡大が予定されています。利用範囲の拡大と共に、企業がマイナンバーを「利用」「提供」する機会は増え、現在マイナンバーを保管している従業員等の退職や扶養家族の異動にともなう「廃棄」も発生します。必要が出てきたときに対応を考えるのではなく、リスク対策をしたうえで対応できるよう、利用範囲が限定されている今のうちに対策を検討してください。

尚、このような運用・管理・監督業務を省力化する方法として、システム導入もひとつの方法です。

弊社が提供するマイナンバーベースソリューションは中堅中小企業のためのマイナンバー管理システムとして開発し、東京法人会連合会の指定を受けています。マイナンバー利用時の自動記録、廃棄時期の管理、士業へのマイナンバー提供や各種申請等の依頼をシステム内で対応することができ、手間なく運用・管理・情報連携することが可能です。ご興味のある方は東京法人会連合会のホームページの「経営支援サービス」から「マイナンバー管理」をご確認ください。

マイナンバー管理 システムの決定版!

マイナンバー対策は進んでいますか?

中小企業 担当者 の皆様へ

収集・運用・廃棄まで システム管理で社内のマイナンバー対策を効率的に

初期費用0円! 月々3,000円から!

マイナンバーステーション

お問い合わせ窓口
株式会社エフアンドエム
SR STATION事業本部
(03) 6225-3123

写真でみる 活動紹介

「各支部・部会の税務研修会」 支部税務研修共通テーマ

- ① 「使ってみよう！自主点検チェック表」
- ② 「消費税軽減税率制度についてQ&A」

開催日…数字は支部

① 5月20日 ② 5月27日 ③ 5月23日
④ 5月13日 ⑤ 5月25日 ⑥ 5月30日
⑦ 5月19日 ⑧ 5月26日 ⑨ 5月12日
⑩ 5月18日 ⑪ 5月9日 ⑫ 6月9日
⑬ 6月7日

講師…目黒税務署 丸屋第1統括官
財津審理上席

女性部会税務研修会

「タックス・ウーマンのつぶやき」

開催日…5月16日

講師…目黒税務署 内田副署長

青年部会税務研修会

「税のよもやま話」

開催日…5月31日

講師…目黒税務署 丸屋第1統括官



「WE LOVE MEGURO」 (目黒区内清掃活動)



開催日：5月15日 参加者 1,200名

「本気の経営者を目指す勉強会」3回シリーズ



開催日：(第1回) 5月17日 (第2回) 6月14日
場 所：目黒法人会館
講 師：GVCアセットマネジメント(株)
代表 寺本義雄 氏

「普通救命技術者資格講習会」



開催日：(第1回) 4月15日 (第2回) 6月10日
場 所：目黒消防署
講 師：岡村明彦

「決算法人説明会」 (共催：目黒税務署)



開催日：6月14日(毎月開催)
場 所：目黒税務署
講 師：目黒税務署 法人税・源泉所得税
消費税・印紙税・徴収部門 各担当

源泉部会基礎研修会
「給与所得者の源泉徴収事務」



開催日：(第1回) 6月9日 (第2回) 6月13日
場 所：目黒法人会館
講 師：目黒税務署 七澤審理上席

「新設法人説明会」 (共催：目黒税務署)



開催日：6月21日(隔月開催)
場 所：目黒税務署
講 師：目黒税務署 法人税・源泉所得税・消費税・
印紙税・徴収部門 各担当

目黒優申会講演会「大相撲よもやま話」



開催日：6月16日
場 所：目黒雅叙園
講 師：鳴戸親方(元大関 琴欧州)

普通救命技術者 資格講習会 (誰でも参加自由)	9月16日(金)18時～	目黒消防署 4階研修室	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うために所定のカリキュラムを受講するとAED(自動体外式除細動器)の操作、心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術者資格」が取得できます。
第40回目黒区民まつり (SUN・さんままつり) (税金クイズ等)	9月18日(日)10時～16時 (誰でも参加自由)	目黒区民センター (目黒区目黒2-4-36)	税を身近なものに感じてもらう機会を提供するとともに、税の大切さ、お金の大切さを理解することで、納税意識の高揚を図る目的で、税金クイズ、1億円レプリカ重さ体験コーナー、e-TaxPRコーナー等の実施
上級救命資格者講習会 (誰でも参加自由)	10月14日(金)9時～17時	目黒消防署 4階研修室	普通救命講習の内容に、傷病者管理、外傷の応急手当、搬送法を加えたコースの上級救命講習で、東京消防庁から技能認定書(3年間有効)が交付
目黒地域福祉のつどい バザー出品	10月22日(土) 10時30分～16時頃	中目黒GTプラザ周辺	自分には不要だが、他人には役立つもの(未使用の物または新品同様)の寄贈をお受けいたしております。
第23回 めぐろ童謡コンサート (税金クイズ等) (前売券は目黒法人会まで)	10月23日(日) 13時開演 (誰でも参加自由) —入場料— 1,000円(当日券) 800円(障がい者) 800円(前売券)	めぐろパーシモン ホール 大ホール	・区立みどりがおかこども園 ・区立烏森小学校 森の合唱団 ・区立大島中学校 吹奏楽部 ・混声合唱サークル「Freuden Krels」 ・童謡クラブ 萩の会 大庭照子氏(NPO日本国際童謡館館長) ・鳥取県わらび館 田中直子氏(うた)、 岩本真由子氏(ピアノ伴奏)の皆さん出演
上級救命資格者講習会 (誰でも参加自由)	11月11日(金) 9時～17時	目黒消防署 4階研修室	普通救命講習の内容に、傷病者管理、外傷の応急手当、搬送法を加えたコースの上級救命講習で、東京消防庁から技能認定書(3年間有効)が交付
第1回目黒シティラン 健康マラソン大会	11月27日(日) 9時30分スタート	目黒区総合庁舎 集合	・都心の幹線道路を思う存分走れるオシャレで贅沢なコース ・初心者でも楽しめる10km!

※公益社団法人目黒法人会事務局宛をお願いします。

※他会会員の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています。

FAX: 3712-8829 TEL: 3712-9588 E-mail: mg_info@tohoren.or.jp

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書(コピーしてお使いください)

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名:

TEL

FAX

お申込会社住所:

E-mail:

平成27年度社会貢献事業ご協力企業(平成27年4月～28年3月)

使用済切手、書き損じはがき等回収で協力いただいた方々



(株)石福	(有)久保ビル	(有)信栄パートナーズ	(有)西山商店
(有)漆原商店	(株)クラッカースタジオ	(有)鈴木瓦店	(株)フィール・アド
小川エステート(株)	(株)グランリーブル	高橋和美	堀井商事(株)
(株)金子商事ダスキン部	坂元キクエ	高橋建設(株)	(有)本富
(株)北川商会	坂本喜代子	(有)TIPライフサポート	やまう(株)
(株)キューワ・ハーツ	(有)サクラ電化サービス	東京小売酒販組合目黒支部	山下寝具(株)
協栄興業(株)	ササキ工務設計	二幸建設(株)	(株)渡辺電機製作所
工藤鎮夫	三協(株)		

上記以外、事務局に匿名でご寄付いただいた方々にも感謝いたします。お持ちいただいた方で、もし上記に記載漏れのあった方、大変申し訳ありません。

法人会では使用済切手、書き損じはがき、バルマークを集めています。少量でも構いません、ついでのときに事務局にお持ち下さい。使用済み切手等は目黒区社会福祉協議会のめぐろボランティア・区民活動センターに集められ、区内のボランティアグループや老人クラブの手で整理され、専門業者により換金されます。平成27年度は使用済み切手約21kgが集められ、車いす購入等ボランティア事業の資材購入に利用されました。



公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局 (TEL: 3712-9588) までお問合せください。

最新のイベント情報は、当会のホームページ (<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>) をご覧ください。

行 事	日 時	会 場	内 容
人 事 労 務 相 談 室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等相談コーナー ・人事・労務・賃金全般・社会・労働保険全般 (厚生年金、健康保険、労働保険など)・経営・金融など相談全般
インターネット セミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用の パソコンから アクセス下さい	・目黒法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます (http://www.tohoren.or.jp/meguro/) ・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	8月23日(火)13時30分	目黒税務署	新設法人対象 (会員不問) 税知識、会社設立に伴う税務手続きを親切に解説します (ホームページの新設法人企業経営者の皆様に) をご覧下さい
	10月13日(木)13時30分		
	12月 9日(金)13時30分		
	2月21日(火)13時30分		
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	8月18日(木)14時	目黒税務署	決算期を迎える法人対象 (会員不問) 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉所得税等を解説します。
	9月13日(火)14時		
	10月17日(月)14時		
	11月24日(木)14時		
	12月 6日(火)14時		
中小企業の経営承継を 円滑に進めるために (誰でも参加自由)	7月13日(水)14時～	目黒法人会館 2階会議室	・同族内での株式分散 ・社外株主の高齢化、相続発生 ・自己株式の扱い ・経営者の引退 ・後継者不在、非同族間での承継
経営者セミナー ～本気の経営をめざす 勉強会～ (3回シリーズ) (誰でも参加自由)	第1回5月17日(火) 第2回6月14日(火) 第3回7月14日(木) 16時～18時	目黒法人会館2階会議室 講師: GVCアセット マネジメント株式会社 代表取締役 寺本義雄氏	本気の経営者をめざす勉強会 (全3回) ～がんばれ2世、3世、後継経営者～ ・10年後を見据えた科学的経営とは ～これからの事業環境変化の中の経営者目線を養うために～
防犯講習会 (第9支部主催) (誰でも参加自由)	7月19日(火)18時～	SMBC日興証券 自由が丘支店2階会議室	・テーマ: 身近な防犯について ・講 師: 坂本 守男 氏 碑文谷警察生活安全課課長代理
第53回目黒区商工まつり 経済講演会	7月22日(金)18時～ (誰でも参加自由)	目黒区区民センター 大ホール	・テーマ: 日本経済の行方 ・講 師: 伊藤 元重 氏 (学習院大学 国際社会学部 教授)
第53回目黒区民まつり (租税教室) (税金クイズ等) (誰でも参加自由)	7月23日(土)～24日(日) 10時～17時	目黒区民センター (目黒区目黒2-4-36)	税を身近なものに感じてもらう機会を提供するとともに、税の大切さ、お金の大切さを理解することで、納税意識の高揚を図る目的で、税金クイズ、1億円レプリカ重さ体験コーナー、e-TaxPR コーナー等の実施
法人の資金繰改革 売上を変えずに会社 にお金を残す方法 (誰でも参加自由)	7月28日(木)14時～	目黒法人会館 2階会議室	・28年版 助成金・補助金の傾向と対策 ・会社にお金を残すための金融機関対策と資金繰り改善法 ・最新の法改正と会社を護るための労務管理
第51回中目黒阿波踊り (目黒法人会連として参加)	8月6日(土) 18時30分より演技開始 (誰でも参加自由)	中目黒駅周辺 (目黒銀座商店街他)	・踊り手、楽器演奏へのご参加または運営等のお手伝いの方を募っています ・阿波踊り参加の方には練習会をお行っています
租税教室 講師・アシスタント 養成研修会 (誰でも参加自由)	8月19日(金)	目黒法人会館 2階会議室 3階会議室	・租税教育の意義・目的について ・租税教室の進め方 ・DVD研修 (実際の租税教室プレゼン時間配分、講師・アシスタントテクニク) ・講師・アシスタント養成のための実技体験及び参加者互師指導等
	9月15日(木)		
	10月21日(金)		
	11月15日(火)		
	12月9日(金)		
平成28年度目黒区 中小企業経営 実践セミナー 経理実務のための 「3級簿記講座」 15回シリーズ (誰でも参加自由)	9月7日(水) 9日(金)	中小企業 センター5階会議室 (目黒区民センター内)	区内商工業者に対し、経営とくに経理実務に関する有益な知識・情報を提供し、もって経営改善に資することを目的とする。 (日商簿記検定3級程度の内容) 講 師: 税理士 西ゆかり 氏 参加費: 7,000円 (テキスト代含む)
	14日(水) 16日(金)		
	21日(水) 23日(金)		
	28日(水) 30日(金)		
	10月5日(水) 7日(金)		
	12日(水) 14日(金)		
	19日(水) 21日(金)		
	26日(水)		
いずれも 18時30分～20時30分			

お知らせ

「目黒地域福祉のつどい」バザー出品物ご寄付のお願い

「目黒地域福祉のつどい」では、区民の皆様が地域福祉に関心を持っていただくため、ボランティアグループ・障害者施設・団体・企業等が協働し、模擬店や自主作品の展示販売・舞台披露・模擬店・バザー・体験コーナー等のイベントが中目黒GTプラザに於いて開催されます。目黒法人会は女性部会が中心でバザーに参加し、売り上げの一部は目黒区社会福祉協議会に寄附されます。

日時：平成28年10月22日(土) 午前10時30分から午後3時頃まで

場所：中目黒GT 目黒区上目黒2-1-3

募集物品：お中元・お歳暮・引出物等にいただいたもの・ステイショナリー・石鹸・シャンプー等。

食器・衣服等は未使用のものまたは新品同様に清潔なもの。

回収方法：ご都合の良いときに、目黒法人会館までお持ちください。

(目黒区中町2-43-17 東京都水道局目黒営業所隣り)

募集期限：平成28年10月3日(月)

第51回「中目黒阿波踊り」目黒法人会参加者募集 及び 練習案内

練習：7月20日(水) 25日(月) 27日(水)

午後6時～8時 目黒信用金庫本店4階集会室

本番に向けて阿波踊りの練習を上記のように開催いたします。

参加ご希望の方は練習会場にお越しください。

本番：平成28年8月6日(土) 午後6時30分より演技開始

東急東横線中目黒駅・目黒銀座商店街周辺

※本番当日は目黒銀座通り小幡歯科前に目黒法人会特別見学席を設けておりますので、気軽にお立ち寄りください。



上記についてのお問合せ・申し込みは公益社団法人目黒法人会事務局へ

Tel3712-9588 Fax3712-8829 E-mail:mg_info@tohoren.or.jp

ご葬儀の変化と
最新事情

編集子

私は葬儀の仕事に携わって53年になります。

昔の葬儀・告別式は自宅で執り行われ、会葬者は通夜より告別式が多かったようです。ご家族の思いは故人様を手厚く来世に見送るために、ご遺族は親戚、友人、会社関係者等をお呼びして、100～300名と参列者の多い葬儀でした。

最近は家族葬という方式の親しい方だけをお呼びし、少人数でゆつくりお別れができる葬儀が多くなりました。

家族葬のパターンは、①3～10名くらいの火葬(直葬)のみのパターン、②10～30名のご遺族、御親戚で執り行うパターン、③30～100名のご遺族、御親戚、ご友人をお呼びするパターン、④告別式(1日葬)のみの4パターンとなります。

家族葬の場合、ご友人等の方は葬儀が終わった後に訃報を知らされるため、その後に自宅宛て線香を上げに來られることが多く、その都度対応しなければならず、その対応に3年くらいかかることもありますから、パターン③で執り行えば49日の法要で終了となりますので、お勧めだと思えます。

あまり皆様に知られていないことをお知らせ致します。

茂木 秀雄

編集後記

梅雨の候 編集会議を重ねて「夏号」を皆で完成させることが出来ました。初めての編集長で委員の忌憚なき意見を拝聴して立派な今号を見て万感の思いです。お忙しい中、委員の皆様本当に協力ありがとうございました。

須賀 信之



公益社団法人
目黒法人会会員



公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。



心を結んで88年

2016年、目黒雅叙園は創業88周年を迎えます

1928年（昭和3年）に、料亭として開業した目黒雅叙園は、挙式から披露宴まで一貫したサービスを提供する日本初の総合結婚式場として数多くの幸せのお手伝いをして参りました。皆様の祝祭のパートナーとして、これからも雅なひと時を提供して参ります。

婚礼

目黒雅叙園のウェディングステージは、おふたりの夢にまで見た1日を華やかに演出します。

宿泊

今と昔が融合する目黒雅叙園の客室は、80㎡以上。限定23部屋だから叶う、ゆったりと癒される至福の時間をどうぞ。

レストラン

美食とくつろぎのひとときをお約束するレストラン&ラウンジ、テイクアウトショップで至福の味わいを。

宴会

天井、床柱など日本の粋が散りばめられた和室宴会場や、豪華なシャンデリアがきらめく洋風バンケットなど多彩な会場をご用意しています。

記念日

専任スタッフ・アニバーサリーコンシェルジュが皆様の思い描く大切な“記念日”にフルプランニングいたします。

web会員になるとお得な情報が盛りだくさん!!

◆目黒雅叙園のイベント情報やお得な情報をメールマガジンでお届けいたします

目黒雅叙園

検索

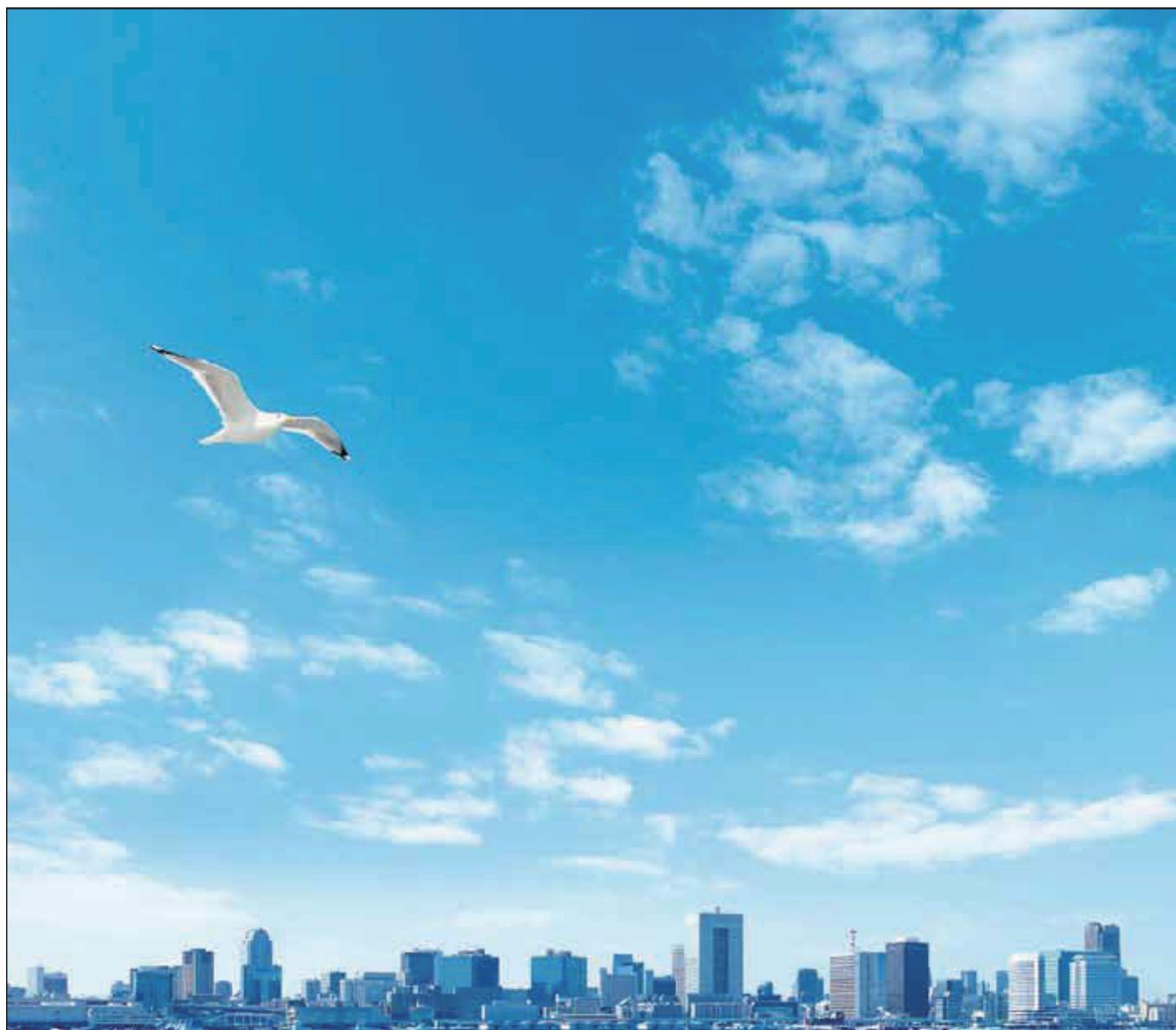


目黒雅叙園

◆お問合せ TEL.03-3491-4111 (代表)

〒153-0064 東京都目黒区下目黒1-8-1
<http://www.megurogajoen.co.jp>

目黒駅より徒歩3分



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



 **大同生命保険株式会社**

渋谷支社 第三営業課/東京都渋谷区道玄坂1-10-8
(渋谷道玄坂東急ビル3F) TEL 03-5489-6800



AIU損害保険株式会社

東京第五支店 営業一課/東京都新宿区西新宿2-4-1
(新宿NSビル14F) TEL 03-5320-2561